

## 自治基本条例の主な項目と想定される論点

<p><b>名称</b></p> <p>※自治基本条例 ※まちづくり条例</p>
<p><b>前文</b></p> <p>「地勢」「歴史」「文化」「経緯」 「自治のかたち」「あるべき姿」 「制定する意義や決意」 ※表現方法、平易な表現</p>
<p><b>用語の定義</b></p> <p>「市民」「市」 ※市外からの通勤・通学者 ※定住外国人の扱い ※法人の扱い ※市の構成要素 「参加」「参画」「協働」</p>
<p><b>理念・原則</b></p> <p>■<b>基本理念</b></p> <p>「市民自治の確立」 「市民主体のまちづくり」 「地域の特性と独自性の尊重」 「個人の尊厳」</p> <p>■<b>基本原則</b></p> <p>「市民参画」 ※不参加者への不利益 「情報共有」 ※情報の範囲 「協働」</p>
<p><b>条例そのもの</b></p> <p>「条例の目的」 ※自治の実現、まちの実現 「位置付け」 ※最高規範性 ※他条例との関係 「改正・見直し」 ※義務付け、改正要件</p>

<p><b>市民・事業者</b></p> <p>■<b>市民の権利</b></p> <p>「知る権利」「市政参画権」 「意見・提言権」「行政サービスを受ける権利」 ※議会軽視 ※青少年、子どもの扱い</p> <p>■<b>市民の責務（役割）</b></p> <p>「まちづくりへの参加」「発言と行動への責任」 「互いの権利の尊重」「相互の理解と協力」 ※責務か義務か ※平等権、参加義務</p> <p>■<b>事業者の責任</b></p> <p>「社会的責任」「地域社会との調和」 「地域貢献」 ※市内企業の特性</p> <p>■<b>地域住民・コミュニティの役割</b></p> <p>「自主・自立」「行動責任」 「地域課題の解決」「住民間の連携」 「支援策の推進」 ※地域コミュニティの定義 ※押し付けや住民の負担増</p>
--

<p><b>市民参画・協働</b></p> <p>■<b>市民参加の推進</b></p> <p>「政策立案・実施・評価への参加」 ※参加の対象と主体 ※パブリックコメント ※行政評価制度 ※政策提案制度、市民参加制度 ※不参加を理由とした不利益 ※多様な参加機会 「住民投票」 ※外国人の投票権、請求権 ※未成年者の投票権、常設型 ※開票・投票結果の取り扱い</p> <p>■<b>市民中心によるまちづくりの推進</b></p> <p>「市民活動センターを拠点としたまちづくり」 ※支援の内容 ※市民活動団体やNPOへの支援</p>
--

<p><b>市長・職員</b></p> <p>■<b>市長の責務</b></p> <p>「公正、公平かつ誠実な市政の執行」 「最少費用による最大の効果」 「財源確保」 「市民満足度の向上」 「外郭団体への指導・調整」 ※政治倫理、多選禁止</p> <p>■<b>職員の責務</b></p> <p>「法令遵守」 「自己研鑽」 「公正・公平な職務の執行」 ※職員倫理、心構え</p>
---

<p><b>行財政運営</b></p> <p>■<b>行政運営</b></p> <p>「公正・公平性」「組織運営」 「効果的・効率的」「法令遵守」「公益通報」 「出資団体の指導調整」</p> <p>■<b>財政運営</b></p> <p>「健全財政の確保」</p> <p>■<b>総合計画</b></p> <p>「総合計画と自治基本条例の整合性」 「計画策定過程への参加と協働」</p> <p>■<b>行政評価</b></p> <p>「評価への市民意思の反映」「外部監査」</p> <p>■<b>公正性及び信頼性の確保</b></p> <p>「公正性・透明性の確保」 ※行政手続、個人情報保護 ※外部監査 ※不利益救済 「情報提供」 ※利用しやすさ ※市民からの情報提供 「情報公開」 ※対象となる情報 ※市長交際費、予算作成過程 「個人情報保護」 「説明責任」「応答責任」 ※説明の対象と段階</p>
---

<p><b>議会</b></p> <p>■<b>議会の役割</b></p> <p>「意思決定」「執行機関の監視」 「開かれた議会運営」 ※重要性の再認識 ※議会の市民代表制</p> <p>■<b>議員の役割</b></p> <p>「市民意見の市政への反映」「調査研究」 「開かれた議会運営への寄与」 「市民との情報共有」</p> <p><b>他との連携・協力</b></p> <p>「国・県との関係」「近隣自治体との連携」 ※市全体の利益のための権限行使 ※広域連携 「国際交流」</p>
--

<p><b>(参考) 議会で否決された事例</b></p> <p>我孫子市自治基本条例(平成18年12月否決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の定義(市外)</li> <li>・議員定数に関する市民意見の反映</li> </ul> <p>佐倉市自治本条例(平成22年12月否決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の定義(市外、外国人)</li> <li>・議論の時間が不足、拙速</li> <li>・答申内容が反映されていない</li> </ul> <p>町田市自治基本条例(平成22年12月否決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の定義(市外)</li> <li>・議会軽視</li> <li>・審議会の答申が活かされていない。</li> </ul> <p>松阪市市民まちづくり基本条例 (平成24年3月否決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の定義(国籍条項なし)</li> <li>・住民投票の外国人投票権</li> </ul> <p>青森市自治基本条例検討委員会設置条例 (平成24年3月否決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属機関としての委員会の設置過程</li> <li>・住民投票の外国人投票権</li> </ul>
--